

認証基準の一部改正について【新旧対照表】

飲食	宿泊	改正前	改正後
5	6	<p>飲食時以外はマスク着用を周知するとともに、定期的な手洗い・手指消毒を要請する。</p> <p>※病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情を鑑み、差別等が生じないように十分配慮するとともに適切な感染対策を講じる。</p>	定期的な手洗い・手指消毒を要請する。
10	11	<p>飲食時でも会話の際はマスクを着用するほか、マスクを外している飲食中も、咳エチケットを徹底するよう注意喚起を行う。</p>	削除
12	13	<p>カラオケを使用する場合、利用者及び従業員は、マスクを着用して歌唱や会話を行う。</p>	削除
18	25	<p>大声を出さないことや適切なマスクの正しい着用を徹底する。熱中症予防の観点から、人との距離（2m以上）が確保でき、会話をほとんど行わない場合は、マスクの必要はないものとする。</p> <p>※マスク着用の考え方等については、厚生労働省 HP「マスクの着用について」を参照。</p>	大声を出さないことを徹底する。
A5	A5	<p>利用した代表者の氏名、連絡先等のリストを最低1か月間管理する等の方法により、感染リスクの早期把握の仕組みを導入している。</p> <p>（具体的な内容： ）</p>	削除

※変更により、飲食：33項目（うち必須29、アピール4）、宿泊：43項目（必須39、アピール4）となる